

辰野町第6次総合計画 前期基本計画（案）に対する意見と回答

該当項目	意見の内容	理由	回答・処理方針
全体	住民の一人として、どんな視点で自分の住む町を考え、自分のできることを見つけていけばよいかについて、理解しやすい記述になっており「共創」という考え方の柱が全体に一本通っていてよいと思う。	—	ご認識のとおりです。全施策に対し、「共創」の考え方を取り入れています。
P8	(2) 施策の方向性に述べられている「循環型社会」の捉え方が狭く、SDGs の指標を示しているにもかかわらず、生活環境保全の具体的事業の中のごみの減量化には燃やせるごみと限定すべき。→「ごみの分別収集、燃やせるごみの減量化の促進」	生活と地球規模の環境問題の直接的な接点という視点が足りないと思う。	様々な環境問題に関し、住民の方への意識付けをいちばんに行う必要があると考えます。 したがって、SDGs に関しても、どんな小さな取り組みでも、地球規模の取り組みにつながることを町全体に浸透を図り、再資源化を踏まえ、燃やせないごみも含めて減量することと考えます。
P9	(3) 主な事業5の文言の統一に関して「町民とまちがお互いの想い…」で、ここでの <u>まち</u> とは、行政のことなのか、 <u>町(2)</u> と <u>まち(1)</u> が使われているが、指しているもの曖昧。	文言の定義をはっきりさせて統一し、進捗を見る中間評価をしやすくすべき。	原則として「町」は行政単位、地理的エリアを想起させますが、「まち」は住民の営みを共有できる場所（空間）としての意味を含めて（辰野町の人、産業、伝統・文化、土地など）辰野町らしさそのものを示しています。
P11	施策 1-3「ほたる」をきっかけとした関係人口の拡大にある(3) 主な事業「移住・定住の促進」にかかる4.5.6に関して、 現状打破のためにはまず、人口の増加を目指す必要がある。そのための施策として、 1 移住推進課を設置する。 例) 松本市：まつもと暮らし応援課を設置して増加対策に貢献している。	まず人が多くないと施策をできない。 1：課を設置することにより行政の重みが伝わり、町民の意識改革につながる。 2：1区だけの対策だと限界があり、全町で	(基本構想に示していますが、) 本計画は町民等との協働・共創により、人口減少に歯止めをかけながら辰野町を「住みたいまちにする」という考え方に沿って検討したものです。 国全体の人口が今後さらに減少することが見込まれるなか、「移住」を推進するためには、さらに激化する他自治体との競争にさらされることとなると推測されます。

	2 川島区に設置している「住民減少対策委員会」を 16 区に設置して、町を挙げての一大対策事業に展開して人口増を図る。	取り組むことにより人口増に結びつくことになる。	<p>そのなかで、「移住推進」に全く手を付けないということではなく、辰野町の資源を最大限活用し、一つの課がその責を負うことなく全庁が横断的に取り組む施策を講じていくことと考えます。</p> <p>また、人手が足りなければ、施策を実行できないのではないかと指摘にあっては、審議会も認識しています。これを補うために「関係人口」を増やすという施策を設けました。</p>
P18	<p>(2) 施策の方向性に関して保健福祉課だけでなく、横断的に<u>他の課も事業の中に入ってくるべきだ</u>と思う。そして進捗を示す指標に町内の<u>ハード面の整備も入れるべきか</u>と思う。</p> <p>障がい者に優しい町は、必ずイコール誰にでも優しい町となり、町の将来像の目指す姿「<u>住み続けたいまち</u>」に近づけることができ SDGs のゴール 11 にも向かえ、誰一人取り残さないまちづくりに近づけると思う。</p>	<p>日本は 2014 年 1 月に国連の障害者権利条約の締約国※になり、国内法としてはそれに先立ち障害者基本法の改正に伴い、2013 年に障害者差別解消法が成立している。</p> <p>にもかかわらず、辰野町も障がい者が自立した生活を送れるための合理的な配慮等社会的な障壁を取り除く具体的な施策が遅れていて十分実施されていない。</p> <p>※締約国：条約や契約を結ぶこと。また、その条約や契約。</p>	<p>(すべての施策、主な事業に共通しますが) 責任を明確にするため、担当課は主担当課のみを記載しています。</p> <p>ご指摘のとおり、実際に事業を実施する際は、他の課と連携していきます。</p> <p>本施策については、その人がどれだけ自立した生活を送れるかという「人」を対象にしたサービスの提供に関する指標に絞っております。</p> <p>また、ハード面においては、上伊那圏域において設置目標が立てられており、単独の自治体で整備することが難しいことから、圏域全体で考えていかなくてはなりません。</p> <p>町の施設についての指標化は難しいところではありますが、誰でも利用しやすい施設をソフト・ハードの両面で図るために、他課との横断的な連携は引き続き強化していく必要があると考えます。</p>
P5 P32	<p>P5：基本目標 6「安心して快適に暮らし続けられるまち」及び</p> <p>P32：基本目標 6「安心して快適に暮らし続けられるまち」と記載があるが、</p>	令和 2 年 10 月 20 日から 10 月 31 日の期間で実施した辰野町第 6 次総合計画基本構想(案)のパブリックコメントに対する町の回答方針のとおりとしていただきたい。	ご指摘を踏まえ、「安全で快適に」と修正いたします。

	「安心して快適に」を「安全に快適に」と修正。		
P36	内閣府が基本法で勧めているように、ボトムアップの住民による「地区防災計画」を加え、町がそれを認めていく形にしていくことが良いと考える。	成果指標の「地域ぐるみの…町民の割合」を60%にするためにも、事業 No.3 の地域の防災力向上支援のためにも、地区防災計画の作成が進むように総務課が支援をすべき。	ご指摘のとおり、町では「地域の防災力向上支援」として、地区における防災計画を地域の実情に応じて引き続き支援していきます。
P51	土地利用に関してP51以降、農地宅地等の内容が主に記載されているが、森林等が88%ならばそちらを有効活用する方法を検討・議論した方が良いのではないか。	どの集落も森林を有しており、森林（山）の活用方法があればどの集落にも恩恵があると考えられる。森林活用に関し知見はないが、山菜類・害獣の食用化、風力発電等なにかできることはないだろうか。 効率化は必要と考えるが、近隣の市町村と比較し人口対比で人口集約率（密集度）は高いのではないだろうか。	特に民有林については、経済性や後継者不足などから整備の遅れなどが課題となり、本来、森林が持つ、機能低下が懸念されます。 施策 1-1、5-3 において、森林の整備と保全及び農林業の振興としてそれぞれ施策を置き、森林環境譲与税を活用し、優先的に森林整備に取り組んでいきます。